

『7類消防設備士 筆記×実技の突破研究』正誤表（改訂5版第1刷用）

頁	該当箇所	誤	正
87	表3 下から5行目 (15)	事業所等	前各号に該当しない事業所等
97	問6 (2)	消防法で定める船車とは、船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶、端船、はしけ、曳航船その他の船および車両をいう。	消防法で定める舟車とは、船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。
147	2-2 規格 問1	(1)	(2)

オーム社(171005) ISBN : 978-4-274-21793-7